

別表十三(十一)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(	)
事業年度	・	・			

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用 資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度 額の計 算	(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用 資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

法 0301-1311

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の94第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10366」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分